

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月及び同年2月

夫が毎年12月に会社を退職し、翌年3月に再雇用されるため、その都度、私が自分の被保険者資格の種別の変更手続及び夫の国民年金の再加入手続を行い、保険料についても夫婦二人の2か月分を納めていた。私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ2か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間のうち申立期間を除きすべての保険料を納付しており、申立人の年金制度への関心の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人及び申立人の夫は、婚姻（平成12年1月）後から平成18年度までの期間において、申立人の申立期間を除き、申立人の国民年金の第一号被保険者への種別の変更及び申立人の夫の国民年金への再加入はすべて適切に手続され、国民年金保険料も納付されている。申立人は、そのすべての手続及び保険料の納付は申立人自身が行っていたとしており、申立人の申立期間のみの被保険者資格の種別の変更手続がされず、保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の被保険者資格の種別の変更及び国民健康保険の加入手続を同時に町役場でしたと述べているが、町役場によると、申立期間当時、国民年金と国民健康保険は、通常、セットで加入することになっていたとしており、申立期間の申立人の国民健康保険の加入が確認できるほか、申立内容のとおり、申立期間以外の年度に夫婦二人の国民年金保険料の2か月分を一緒に納付している状況も確認でき、申立人の供述には信憑性がある。

加えて、申立人は婚姻後、住所変更は無く、生活環境においても、保険料を納付する上で支障となる事情は見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川厚生年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月2日から同年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年2月2日、資格喪失日を43年3月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月1日から同年3月16日まで

私は昭和26年6月16日にB社に入社、整備工として勤務し、48年2月15日に退職した。申立期間中は、A社へ出向になっている期間であるが、当時私は入院中であり健康保険証を返した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録では、昭和26年6月16日から43年1月31日まではB社、昭和43年2月2日から同年3月15日までは事業所名不明（現在登録無し）であるが被保険者としての記録が確認された。

また、申立人が、申立期間前後に勤務していたB社の『勤務記録』には申立期間当時「A社へ出向」と記載されており、申立期間において申立人は関連会社のA社に継続して勤務していたと推認することができる。

一方、申立人は、「申立期間当時は、入院中であり健康保険被保険者証は退院するまで病院に預けていた」と供述しており、入院中の写真を所持していることから、申立人の主張は信用でき、申立期間においても継続して健康保険に加入していたものと推認することができる。

さらに、社会保険庁のA社に係る職歴審査照会回答票[個人情報]では、昭和43年2月2日に厚生年金保険の資格を取得している者が46名確認されること、またB社の関係資料によれば、当時B社は合理化のため50名の社員をA社へ出向させたとの記述もあること等から、その当時資格を取得した多くの者はB社からA社に出向した申立人と同じ業務の整備工と推認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、A社が被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料納付を行ったかは不明としている。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

石川厚生年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月25日から50年1月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を49年11月25日、資格喪失日を50年1月16日とし、標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月21日から50年3月10日まで

私は、昭和49年11月からA社B支店に勤務し、引き続き50年1月から51年1月21日までC社に勤務していた。申立期間に係る給与明細書を持っているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険加入記録から、昭和49年11月25日から50年1月15日まではA社、50年1月16日から51年1月21日まではC社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の給与明細書及び事業所から提出された賃金台帳により、申立人は昭和49年11月及び12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年1月及び同年2月については、申立人の保有する給与明細書には厚生年金保険料控除の記載が無いこと及び、C社が厚生年金保険の新規適用となったのが同年3月10日であることから、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

また、昭和49年11月及び12月の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている報酬額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、A社が被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料納付を行ったかは不明としている。しかし、仮に、事業主から申立人

に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 11 月及び同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を49年11月25日、資格喪失日を50年1月16日とし、標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月25日から50年1月16日まで

私は、申立期間においてA社B支店に勤務していた。申立期間に係る賃金台帳の写しには厚生年金保険料の控除が記載されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険加入記録から、昭和49年11月25日から50年1月15日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業所から提出された賃金台帳により、申立人は昭和49年11月及び12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、昭和49年11月及び12月の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている報酬額から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、A社が被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料納付を行ったかは不明としている。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年11月及び同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から55年1月まで
昭和55年ごろ、過去に納めていなかった国民年金保険料を特例納付できることを知り、私の夫が役場で国民年金の加入手続を行い過去10年分の保険料10万円弱を役場で一括して納付したことは確かなので、国民年金に加入しておらず保険料も未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立人の夫が役場(現在は市役所。以下同じ。)で申立人の国民年金の加入手続を行い、併せて保険料を一括して納付してくれたとしているが、申立人自身はそれらにほとんど関与していない上、申立人の加入手続や一括納付したとする申立人の夫の記憶はあいまいであり、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、一括して10万円弱を役場で納付したとしているが、特例納付によって納付する保険料額と大きく相違している上、役場では、当時、役場庁舎内に金融機関窓口は無かったと述べていることから、申し立ては不自然である。

加えて、特例納付を行う場合、国民年金の強制加入対象者であることが条件とされているが、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金の加入は任意であったと考えられるほか、制度上、加入手続を行った時期からさかのぼって被保険者とはなり得ず、特例納付により保険料を納付することはできない。

その上、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月から40年11月まで

結婚前、母親が私の国民年金の加入手続をし、私の兄が申立期間当時の国民年金保険料を家族の保険料と一緒に町内会の集金を通じて納付していた。家族の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の私の保険料のみが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続は申立人の母親が行い、申立人の保険料を含む申立期間当時の家族の国民年金保険料の納付は申立人の兄が行っていたとして関与しておらず、申立人の母親及び兄は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、婚姻後にその母親から国民年金手帳を手渡され引き続き保険料を納付するよう勧められたものの住所氏名変更の届出をせず、保険料も納付しないまま当該年金手帳を亡失したとしており、当時の町内会による集金の内訳に申立人の保険料が含まれていたかどうかを明らかにする資料や供述も無い。

加えて、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月に払い出されており、その際に44年9月1日までさかのぼって被保険者資格を取得している。被保険者資格の取得日は、申立人が現在所持している年金手帳及び市役所の国民年金被保険者台帳においても44年9月1日となっており、申立期間以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。したがって、申立期間は未加入期間と推認され、ほかに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 2 月まで

私は、昭和 62 年 11 月に会社を辞めた後、国民年金と国民健康保険の加入
手続を行い、納付案内があったものについては必ず納付しているので、申立
期間について、国民年金に加入しておらず保険料も未納とされていることは
納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家
計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金に加入する手続を行えば保険料の納付案内がある
はずであり、案内があったものについては必ず納付していると申し立てている
が、加入手続や申立期間の保険料を納付した時期、場所、金額などの記憶が乏
しく、当時の国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行っていた
と述べており、社会保険庁、市役所の国民年金担当部局及び国民健康保険担当
部局の記録によれば、昭和 60 年 6 月に別の会社を退職した後の 1 年 6 か月間
については、申立てどおり国民年金と国民健康保険に加入しているが、次の会
社を退職した 62 年 11 月から再就職するまでの 4 か月間（申立期間）について
は、前記のいずれの記録によっても、申立人が申立期間に国民年金及び国民健
康保険に再加入した形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと
を示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から59年7月まで

私は、家業を継ぐために昭和54年8月に帰郷し、父親が国民年金の加入手続きを行い、父親が亡くなるまで国民年金保険料の納付をしてきていたと思う。一度だけ、納付督促通知が自宅に届いたことを覚えているが、加入時から納付督促通知が届いた記憶が無いことから、保険料は納付されていたと思っていたが、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたとしており、申立人自身はそれらに関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっており、当時の状況は不明であり、申立期間当時、同居していた申立人の母親も申立人の国民年金保険料の納付について記憶していない。

さらに、町役場が保管している国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の両親については所属していた町内会のゴム印が押されているのに対し、申立人については、この表示が無く、申立人の両親と申立人が、同じ方法で保険料納付を行っていたとは考えにくい。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月に払い出されており、申立期間当時、申立人に住所の異動も無いことなどから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されるような状況は無く、ほかに、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月、4年1月、5年3月及び7年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年12月及び4年1月
②平成5年3月
③平成7年5月

20歳になった時に国民年金の加入手続と併せて口座振替の手続をした。その後、住所変更した時も同様の手続をしているはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、20歳になった時に国民年金の加入手続と併せて国民年金保険料の口座振替の手続をしたとしているが、申立人の記憶は曖昧であり、当時の手続の状況は不明である。一方、申立人の区役所の記録によると、申立人の年金手帳は平成4年2月に加入手続がされ払い出されたことが確認でき、申立人が述べるとおり、この際に口座振替の手続も併せて行われていたと考えられ、申立期間①については、加入等の手続をした後から口座振替が開始される4年2月までの2か月分が口座振替されずに未納となったものと推認される。

さらに、申立期間②及び③についても、申立人は、住所変更した際に国民年金の手続と併せて口座振替の手続をおこなったものの、口座振替の事務処理手続に要した期間が口座振替されずに未納となったものと推認される。

加えて、申立人は、国民年金加入時や住所変更時に、口座振替が開始されるまでに時間を要する等の窓口でのやり取りについて記憶していない上、これらの未納保険料については、申立人に対し、納付書が送付されていたものと考えられるが、申立人は納付書が送付されたかどうか記憶しておらず、口座振替以外の納付方法で納付が行われたとは見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : (1)①昭和 41 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで
②昭和 41 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
(2)③昭和 46 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④昭和 46 年 10 月 30 日から同年 11 月 23 日まで

私の保有している船員手帳には(1) Aの所有するB丸、(2) Cの保有するD丸での雇用期間が書かれており、いずれも船員保険被保険者期間よりも長くなっている。甲板員として乗船していたのは間違いのないため、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について(1) B丸及び(2) D丸に甲板員として乗船していたことは、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

しかし、申立人は申立期間において両船舶所有者により給与から船員保険料が控除されていたことについて確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、(1) A及び(2) Cとは連絡が取れないため供述が得られず、申立内容が正しいことを裏付ける関係資料は確認できない。

また、(1) のB丸及び(2) のD丸に甲板員として乗船していると思われる他の船員の船員保険加入状況を見ると、予備船員以外は申立人と同様に申立期間においては未加入となっており、申立人が未加入となっていることも不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月1日から54年3月26日まで
私は申立期間においてA社に勤務していた。雇用保険の加入記録があるので厚生年金保険にも加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A社は既に昭和57年7月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も死亡していること及び同僚の供述も得られないこと等から申立人の厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の被保険者原票を確認したところ、健康保険番号は順番に払い出されており欠番も無いことから、申立期間当時の健康保険被保険者の払出番号の記録に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年5月1日まで

私は昭和20年9月から21年5月ごろまでA社に勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務の状況等について具体的に述べていることから、申立期間の時期にA社に勤務した可能性があるものと思われる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A社は既に昭和24年7月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していること等から、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等の情報も見当たらない。

さらに、申立人は、同時期に入社した人は5～6名はいたと記憶しているが申立てに係る供述は得られない上、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金被保険者名簿を確認したところ、昭和20年8月から同年12月までに被保険者資格を取得した者は1名もおらず、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。